

「経由」の解釈について

令和6年5月16日 6動検第149号

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第36条第1項第1号の規定に基づき、法施行規則第43条の表の中欄に掲げる地域（以下「輸入禁止地域」という。）を経由した同表の相当上欄に掲げる物であって農林水産大臣の指定するものの輸入は禁止されている。法における「経由」については、「「経由」の解釈等について」（昭和53年9月4日付け53畜A第2367号畜産局長通達）において、経由に該当しない場合を規定しているところである。

同畜産局長通達に基づき、下記については法における「経由」に該当しないものとして取り扱うこととする。

記

- 1 物を積載した船舶又は航空機（以下「輸送機関」という。）が単に給油、給水、乗組員等の乗下船及び当該物以外の貨物等の荷役の目的で輸入禁止地域に寄港又は着陸した場合であって、当該港又は飛行場（以下「港」という。）において家畜の伝染性疾病の病原体に汚染したおそれがないと客観的に認められる場合は、次の（1）又は（2）のとおりとする。
 - （1）物が動物であって、次の全てに該当することが、当該動物の輸送機関の長（これを代行する者を含む。）による書面での証明又は航空貨物運送状等により確認できる場合。
 - ① 当該動物は、禁止動物と混載されなかったこと。
 - ② 当該動物が輸入禁止畜産物と混載された場合は、当該畜産物と接触しなかったこと。
 - ③ 当該動物以外の貨物の荷役が防疫上十分な配慮をもって行われたこと。
 - （2）物が畜産物であって、次のいずれかに該当する場合。
 - ① 他の物と直接接触しないよう、当該畜産物が輸出国において密閉性を確保して梱包されていること。
 - ② 当該畜産物が密閉された貨物室等に収納され、収納場所が輸出国政府機関又は仕出地において輸送機関等により輸出国以外の地域と明確に識別できる標識により封印されている場合。
- 2 輸出国において、次の（1）から（3）までのいずれかの容器（以下「容器等」という。）に格納された物が輸入禁止地域を陸上輸送され、又は輸入禁止地域の港内において積み替えられた場合であって、輸送中に容器等が開封されていないことが輸出国政府機関の封印により、客観的に確認できるとき。

なお、封印は、輸出国政府機関により輸出国以外の地域と明確に区別される標識により行われ、かつ封印番号が輸出国政府機関発行の検査証明書に記載されること。

 - （1）「輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取扱い要領について」（昭和44年8月20日付け44動検第1455号）に規定する「Aコンテナ」
 - （2）「航空貨物の送致手続について」（平成22年12月10日付け22動検第872号）

に規定する「密閉型航空コンテナ」

- (3) 他の物と直接接触しないよう、輸出国において密閉性を確保して梱包されていること。ただし、梱包資材に噴霧消毒が可能なものを使用されている場合に限る。

- 3 物が携帯品として輸送された場合であって、封印されたものと同様の状態で輸送されたと認められる場合、前記2を満たすものとして取り扱うことができる。